

尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業

尼崎市では、不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、不育の検査に要する費用の一部を助成します。

対象者 (①~④全てに該当している方が対象)	① 尼崎市内に申請日現在、夫婦のいずれかが住所を有しており、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること ② 検査を行った期間の初日における妻の年齢が 43歳未満 であること ③ 夫婦そろって不妊の検査を受けた者(やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が 3ヶ月以内 の場合は可) ④ 今回の申請に係る検査について、他自治体からの助成を受けていないこと
助成内容	日本国内の医療機関で受けた、医療保険が適用されない不妊の検査に要した費用を対象とします。※検査の指定はありません。
助成額	検査に要した医療費7割に相当する額(上限額はありませぬ)
申請期限	検査終了日から3か月以内
助成回数	夫婦1組に1回限り
お問い合わせ先	● 書面での申請の場合 尼崎市保健所健康増進課 ● オンライン申請の場合 下記申請関係書類③・④・⑤・⑥を準備の上、尼崎市オンライン申請ポータルサイトにアクセス・ログインし、オンライン申請を行ってください。
申請書配布	健康増進課及び北部・南部地域保健課
申請関係書類	① 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業 申請書 ② 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業 世帯調書 ③ 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業 受診等証明書 ※医療機関(主治医)の記入が必要です。 ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) (診療明細書があれば明細書の原本もお持ちください)。 ⑤ 振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの) ⑥ 申請者(指定した口座名義人)の本人確認書類 ⑦ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。申請者の同意があれば市で確認し、 書類の提出を省略できます。) ⑧ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であること(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合は提出してください)
支給方法	申請書等を審査し、承認したときには、支給決定日の翌月末に、口座振込みにより支給



(注) 申請書類はボールペン等で記入してください。(鉛筆、消せるペン等では受付できません。)

申請受付・問い合わせ窓口 尼崎市保健所 健康増進課 電話 06-4869-3033 FAX 06-4869-3049 〒660-0052 尼崎市七松町1-3-1-502 JR立花駅前フェスタ立花南館5階
--

【申請用紙の配布のみ】

北部保健福祉センター 北部地域保健課	南塚口町2-1-1 さんさんタウン1番館5階
南部保健福祉センター 南部地域保健課	竹谷町2-183 リベル5階

【尼崎市ホームページ】

